

南アフリカの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

南アフリカ共和国（英語では「Republic of South Africa」。以下「南アフリカ」という）は、アフリカ大陸の南端にある共和制国家である。国土の面積は約 122 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の 3 倍以上の大きさである。首都はプレトリアであり、行政府や各国の大使館はプレトリアにあるが、立法府はケープタウン、司法府はブルームフォンテンというように、首都機能が分散されている。人口が最大の都市はヨハネスブルグであり、人口が二番目に多い都市はケープタウンである。公用語は 11 もり、アフリカーンス語、英語、ズールー語、南ンデベレ語、北ソト語、ソト語、スワジ語、ツォンガ語、ツワナ語、ヴェンダ語、コサ語がある。但し、実質的な共通語として国会や政府で使用されているのは、英語である。通貨はランド (ZAR) である。約 5,962 万人²の南アフリカ国民の約 79%は黒人系、約 9.6%は白人系、約 8.9%は混血系、約 2.5%はアジア系という構成となっている³。宗教については、キリスト教徒が約 80%以上を占めているが、アフリカの伝統的な宗教を信仰する者も少なくない。

現在の南アフリカがある地域には、もともと原住民が居住していたが、1652 年にオランダ移民がケープ植民地を設置した。1795 年には英国がケープを占領し、1814 年に英國領とした。次第に内陸部に追いやられたオランダ系アフリカーナ（ボーア人）は、ナタール共和国、トランスヴァール共和国、オレンジ自由国を次々と建設した。その後、金とダイヤモンドが発見されたことをきっかけに、英国とオランダの対立が激化し、2 度のボーア戦争が勃発した。その結果、1910 年に英國自治領として南アフリカ連邦が成立し、さらに 1934 年には、英國で「南アフリカ連邦地位法」が採択され、南アフリカ連邦は正式に主権国家となった。1948 年に政権についてボーア人政党は、「アパルトヘイト」と呼ばれる人種隔離・白人優位政策を法制化した。1961 年に南アフリカは英連邦から脱退し⁴、「南アフリカ共和国」となった。その後、内外において、アパルトヘイトに対する反対運動が起こり、国際的批判が高まっていたところ、1990 年にデクラーク大統領は、アパルトヘイト打倒を目指す「アフリカ民族会議」(ANC) の最高指導者ネルソン・マンデラ氏を釈放した。そして、1991 年

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <http://www.statssa.gov.za/?p=13453>

³ https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/data.html#section2

⁴ 1994 年、南アフリカは英連邦に再加盟した。

にはアパルトヘイト関連法（集団地域法、人口登録法、土地法等）を廃止した。ネルソン・マンデラ氏とデクラーク氏は、1993年ノーベル平和賞を共同で受賞した。1994年に実施された全人種参加による総選挙により、ネルソン・マンデラ氏が大統領に就任した。2010年には、南アフリカで、アフリカ大陸初のFIFAサッカーワールドカップ大会が開催された。

南アフリカは、上述したような歴史的経緯から、英國法⁵とオランダ法の影響を強く受けている。知的財産法の分野における重要な法令（例えば、特許法、意匠法、商標法、著作権法等）は、全て成文法で規定されている。裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、英國の裁判所の判決は、南アフリカの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

南アフリカは、ブラジル、ロシア、インド、中国とともに、「BRICS」の一員として注目されている。南アフリカでは、従来、鉱業が国の発展を牽引してきた。とくに、金、ダイヤモンド、各種レアメタル（クロム、マンガン等）の产出が多い。自動車、化学、製鉄等の工業も発達している。また、ワインの生産地としても有名であり、ワイン生産量は世界10位以内に入っている。最近では、金融業、保険業の成長が著しい。

南アフリカの貿易相手国は、輸出・輸入とも、第1位は中国、第2位はドイツとなっており、中国の存在感が増している。南アフリカは、「アフリカ連合」（AU）に加盟しているほか、日本等とともに、「G20」の参加国でもある。

日本企業の南アフリカ進出や南アフリカ企業との貿易が増加するに伴い、日本企業が南アフリカにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、南アフリカの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、南アフリカの知的財産法制度の概要を紹介することとした⁶。

II 知的財産法全般

南アフリカの知的財産法制度としては、特許法、意匠法、商標法、著作権法、植物育成者権法、模倣品法、商品表示法等がある。知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっているが、裁判所の判例も、重要な

⁵ 本稿において「英國法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

⁶ 本稿の執筆にあたっては、①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「南アフリカ」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」、並びに②「南アフリカの知的財産制度およびその運用に関する調査」（日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部）等を参照した（これらのURLは下記のとおり）。

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr_support/miniguide.html

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_201903.pdf

役割を果たす。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定はないが、判例法により妥当な解決が図られている。

南アフリカの知的財産法制度の中心的機関である「企業・知的財産委員会」(Companies and Intellectual Property Commission。略称は「CIPC」)⁷、は、特許、意匠、商標及び著作権に関する知的財産権に関する各種サービス等を行う政府機関である。また、「国家知的財産管理庁」(National Intellectual Property Management Office。略称は「NIPMO」)⁸は、公的資金による研究開発から得られた知的財産のより効果的な活用のために設立され、データベース及び知的財産管理に関する援助・アドバイス等のサービスを行う政府機関である。CIPC 及び NIPMO は、首都プレトリアに所在する。

南アフリカは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO 協定、TRIPs 協定、WIPO 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約(PCT)、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV)、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約等である。標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書にはまだ加盟していないが、加盟に向けた検討が行われている。

III 特許

1 要件

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、新規性、進歩性、有用性等の特許要件を満たしている必要がある。

不特許事由には、①発見、科学的理論、又は数学的方法であること、②文学、演劇、音楽又は芸術的作品及びその他の審美的創作物であること、③精神的活動、ゲーム又は事業を遂行するための計画、規則又は方法であること、④情報の提供であること、⑤コンピュータ・プログラムであること、⑥動植物の品種、又は動植物を生産するために本質的に生物学的な方法であること、⑦人間又は動物を手当てるための手術、診断方法であること等がある⁹。

新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、①出願日又は優先日前に、世界のいずれかの場所において、発明が使用され又は書面に記載され、公衆に利用可能となった場合、②先願に係る発明（南アフリカ国内出願、又はPCT出願で南アフリカへ移行した出願）が、後願の出願後に閲覧可能となった先願に係る発明と同一の場合、③出願日又は優先日前に、南アフリカにおいて秘密に商業規模で使用されていた場合には、新規性が認められない。但し、①出願日又は優先日前に、特許を受ける権利を有する者の関与又は同意によらずに、発明の開示又は実施が行われた場合、②出願日又は優先日前に、特許を受ける権利

⁷ <http://www.cipc.co.za/za/>

⁸ <https://nipmo.dst.gov.za/>

⁹ 前掲「制度ガイド」9 頁。

を有する者の技術的試験又は実験により、発明の開示又は実施が行われた場合は、新規性を喪失しない。¹⁰。

2 出願

南アフリカ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、南アフリカ国内に書類送達場所を有しなければならないため、南アフリカ国内の代理人に出願を委託することになる。

出願言語は、原則として、英語である（英語以外の公用語で特許出願を行うこともできるが、出願後3か月以内に英訳を提出しなければならない）。パリ条約加盟国の言語（日本語等）による明細書等を提出することもできるが、この場合、3か月以内に、認証された英訳を提出する必要がある。

明細書には、「仮明細書」（発明の概念を記載した書面による明細書。クレーム及び要約を含む必要がない）と「完全明細書」がある。仮明細書による出願については、提出された書類が判読可能であるか、又は複製可能であるかが審査される。仮明細書により出願をした場合、出願日から15か月以内に完全明細書（クレーム及び要約を記載した明細書）を提出する必要がある。完全明細書による出願については、方式的要件を満たしているか否かが審査される（南アフリカでは、現在のところ、特許出願について実体審査は行われない。将来的には、特許出願について実体審査を行うことが検討されている）。但し、出願に係る発明が明らかに法律に違反する場合、又は発明の実施が反道徳的な影響を及ぼす場合、出願は拒絶される。

方式的要件を満たしていると判断された場合、出願日又は優先日から18か月経過後、出願内容が公衆の縦覧に供される。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、3か月以内（延長可）に補正することが命じられる。補正命令に応答しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。完全明細書による出願は、出願日から18か月以内（延長可）に認容されなかった場合、原則として、失効する。特許庁長官の拒絶決定に不服がある場合、拒絶決定日から1か月以内に、特許庁長官に対し不服申立てをすることができる。

3 認容

出願が方式的要件を満たすと判断され、拒絶理由も発見されなかった場合、完全明細書による出願は認容される。認容通知を受けた出願人は、認容後3か月以内（延長可）に、特許公報における認容公告の手続を行わなければならない。認容公告が行われた場合、特許は特許公報の公告日に付与されたものとみなされ、特許証が特許権者に送付される。

特許の存続期間は、出願日から20年であり、認容公告日から発生する。特許権者は、特許権の存続期間中、第三者が許諾なく発明の製造・使用・行使・処分・処分の申出・輸入をすることを排除することができ、また、第三者に対し特許権の譲渡、実施許諾等を行うこと

¹⁰ 前掲「制度ガイド」9~10頁。

ができる。特許権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡し、損害賠償等の責任を追及することができる。

4 取消請求

前述したとおり、方式的要件を満たす特許出願は認容されることになるが、何人も、①特許権者が、特許を受ける権利を有していないかった場合、②発明に新規性がなく、不特許事由に該当していた場合、③明細書等に発明を実施するための十分な記載がされていなかった場合、④請求項の記載が明確ではなかった場合、⑤提出された宣誓書及び委任状に虚偽の事項が記載されていた場合、特許の取消を特許庁長官に請求することができる。取消請求の連絡を受けた特許権者は、送達日から2か月以内に、答弁書を提出する。答弁書が提出されなかった場合、特許は取り消される。特許権者が答弁書を提出した後、審理が行われ、特許を維持するか取り消すかの決定が行われる¹¹。

IV 意匠

1 要件

意匠には、「審美的意匠」と「機能的意匠」の2種類がある。審美的意匠とは、「物品に応用される意匠であって、物品の模様、形状、輪郭又は装飾の何れかに係るものであるか若しくはこれらの目的の2以上に係るものであるかを問わず、また、如何なる方法によって応用されているかを問わず、その美的特質に関わらず、視覚に訴え、視覚でのみ評価される特徴を有するもの」をいう。その登録要件は、①新規で、独創的なものであること、②形状、模様、輪郭等が美的なものであること、③工業的生産過程において製造可能であることである。これに対し、機能的意匠とは、「物品に応用される意匠であって、その模様、形状又は輪郭の何れかに係るものであるか若しくはこれらの目的の2以上に係るものであるかを問わず、また、如何なる方法によって応用されているかを問わず、当該意匠が応用される物品が果たす機能によって必要とされる特徴を有するもの」をいう。その登録要件は、①新規なものであって、ありふれていないこと、②形状等が機能によって必要とされること、③工業的生産過程において製造可能であることである¹²。

意匠の不登録事由は、①意匠の定義に合致していないこと、②物品に係る意匠が工業的生産過程において量産される可能性がないこと、③審美的意匠又は機能的意匠の登録要件を満たしていないことである¹³。

新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願に係る意匠が、出願日又は優先日前に世界の何れかの場所において公表された意匠と相違する場合又は公表された

¹¹ 前掲「制度ガイド」10頁。

¹² 前掲「制度ガイド」16~17頁。

¹³ 前掲「制度ガイド」17頁。

意匠を構成しない場合には、新規性が認められる。但し、意匠登録を受ける権利を有する者により意匠が公開され、当該公開日から 6 か月以内に出願が行われた場合には、新規性を喪失しない¹⁴。

なお、南アフリカでは、部分意匠制度は採用されていない。

2 出願

南アフリカ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、南アフリカ国内に書類送達場所を有しなければならないため、通常は、南アフリカ国内の代理人に出願を委託することになる。

出願言語は、原則として、英語である（英語以外の公用語で意匠出願を行うこともできるが、出願後 3 か月以内に英訳を提出しなければならない）。パリ条約加盟国の言語（日本語等）による明細書等を提出することもできるが、この場合、3 か月以内に、認証された英訳を提出する必要がある。

南アフリカでは、出願公開制度は採用されていない。

出願は、方式的要件に適合しているか否かについてのみ審査される（実体審査は行われない）。特許庁長官は、出願書類を受理した後、出願人の希望に従い、審美的意匠か機能的意匠かの併記を行い、出願番号及び出願日を付して出願願書の一部を返却する。

方式的要件を満たしていると判断された場合、意匠の登録が認められる。

方式的要件に不備があると判断された場合、出願人は、その旨の通知日から 6 か月以内（延長可）に、意見書等の提出又はヒアリングにおいて不備を是正しなければならない。期間を超過した場合、出願は取り下げられたものとみなされる。特許庁長官の登録拒絶決定に対する不服申立ては、裁判所に対して提起することができる。

出願人の怠慢により出願が出願日から又は特許庁長官からの通知日から 12 か月以内（いずれか遅く満了する日まで）に、出願登録手続きが完了しなかつた場合、特許庁長官は出願人にその旨通知する。この場合、当該通知日から 1 か月以内に出願登録手続が完了しなかつた場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

出願後に、「審美的意匠」出願と「機能的意匠」出願との間の変更はできない。

3 登録

出願が方式的要件を満たしていると判断された場合、意匠出願は登録される。その後、特許庁長官は、登録通知書を出願人に送付する。出願人は、登録から 3 か月以内に、官報に公告の詳細を公表して、登録公告手続を行わなければならない。その後、意匠が登録され、登録証が発行される。

意匠権の存続期間については、審美的意匠の場合は出願日又は優先日から 15 年、機能的意匠の場合は出願日又は優先日から 10 年である。但し、意匠が登録出願前に意匠権者等の

¹⁴ 前掲「制度ガイド」17 頁。

同意により公衆に利用可能となった場合は、存続期間は最初に利用可能となった日から起算する。

意匠登録者は、意匠権の存続期間中、第三者が許諾なく意匠の製造・輸入・使用・処分をすることを排除することができ、また、第三者に対し意匠権の譲渡、実施許諾等を行うことができる。意匠権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡し、損害賠償等の責任を追及することができる。

4 取消請求

前述したとおり、方式的要件を満たす意匠出願は登録されることになるが、何人も、①登録意匠が不登録事由に該当し、又は新規性若しくは独創性を欠いていた場合（例えば、機能的意匠の場合、その意匠の属する分野においてありふれていた場合）、②提出された書類が作成された時点において、虚偽の事実が含まれていた場合、③意匠登録を受ける権利を有しない者に意匠登録がされた場合、意匠登録の取消を特許庁長官に請求することができる。

V 商標

1 概要

商標とは、「商品等に使用する標章で、標章を使用する商品等を他人の同一又は類似する商品等から識別することできるもの」をいう。色彩、音についても、商標の対象として認められる。香り、味については、商標の対象として認められない。

南アフリカでは、立体商標、証明商標、団体商標、連合商標が認められている。防護標章制度は規定されていない。

2 出願

南アフリカ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、南アフリカ国内に書類送達場所を有しなければならないため、南アフリカ国内の代理人に出願を委託することになる。

実務上、出願言語は、原則として、英語である（英語以外の公用語で特許出願を行うことができる）。パリ条約加盟国の言語（日本語等）による明細書等を提出することもできるが、この場合、3か月以内に、南アフリカの公用語の1つへの翻訳を提出する必要がある。

南アフリカは、一出願一区分制を採用しており、一出願多区分制は採用していない。

商標出願時において、商標を実際に使用している必要は無い。

南アフリカは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟していない（なお、将来の加盟に向けた検討は行われている）ため、現在のところ、マドリッド出願により南アフリカでの商標登録を受けることはできない。ニース分類は採用されている。

南アフリカでは、小売等役務は認められている。

3 審査

商標出願は全件審査されるため、審査請求制度は無い。

商標出願に対しては、①方式審査、並びに②不登録事由の有無について実体審査が行われる。

不登録事由としては、①商標の定義に合致しないこと、②識別力を有しないこと、③取引において商品等の種類、品質、用途等を示すのに用いる表示のみからなること、④もっぱら商品の形状、外形、色彩又は模様からなる標章で、当該形状、外形、色彩又は模様が特定の技術的結果を得るために必要であるか又は当該商品自体の性質に起因すること、⑤著名商標の複製又は模倣等であって、著名商標の対象である商品若しくはサービスと同一又は類似の商品若しくはサービスについて使用され、その使用が混同を生じるおそれがあること、⑥南アフリカ又は外国の国旗、紋章等、国際機関等を表示する標章を含むこと、⑦他の所有者の登録商標と同一又は類似する商標であって、登録商標の指定商品等と同一又は類似する商品等についての使用が、欺瞞や混同を引き起こすおそれがあること（但し、他の所有者が当該商標の登録に同意する場合を除く）、⑧他人による先の商標登録出願に係る商標と同一又は類似する商標であって、同一又は類似する指定商品等についての使用が、欺瞞や混同を引き起こすおそれがあること（但し、先の出願を行った者が当該商標の登録について同意する場合を除く）等がある¹⁵。南アフリカでは、コンセント制度が採用されている。

審査官が審査を行った後、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発行される。通知日から3か月以内（延長可）に応答せず、又は、意見書・補正書の提出、ヒアリングの請求等により拒絶理由を解消することができなかった場合、当該商標出願は拒絶される。拒絶査定に対し、出願人は、3か月以内に、高等裁判所に不服申立訴訟を提起することができる。

4 登録

審査官が、方式要件及び実体要件の両方を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から3か月間（延長可）、利害関係人から異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

商標登録が認められたことに対して不服のある者は、高等裁判所に不服申立訴訟を提起することができる。

登録商標権の存続期間は、出願日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。更新の申請は、期間満了前6か月以内又は期間満了後1か月以内（延長可）に行わなければならない。

登録商標権者は、登録商標の存続期間中も更新の際も、当該登録商標の使用証拠を南アフ

¹⁵ 前掲「制度ガイド」23頁。

リカ知的財産庁に提出する必要は無い。但し、登録商標が5年以上使用されていないときは、当該登録商標は取り消される可能性がある。

5 侵害

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、南アフリカ国内で、商標使用行為を行った者は、商標権侵害の責任を負わなければならない。商標使用行為としては、以下の行為が挙げられる。即ち、①登録商標、登録商標と同一の標章又は欺瞞や混同を生じさせるほど登録商標に類似する標章を、保護されている商品又はサービスについて許可を受けずに業として使用する行為、②登録商標と同一又は類似する標章を登録商標の商品又はサービスに類似する商品又はサービスについて、許可を受けずに、業として使用することで欺瞞又は混同を生じさせる行為、③南アフリカで著名である登録商標と同一又は類似の標章を、その登録商標の商品又はサービスについて、許可を受けずに、業として使用することが、混同や欺瞞を生じさせない場合でも、当該登録商標の名声や顕著な特徴を不当に利用又は害を及ぼすおそれがあるように使用する行為である¹⁶。

商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。

VII 著作権

1 概要

南アフリカの著作権法は、もともとは、英國著作権法を母法として制定されたものである。その後の改正を経て、現在の1978年著作権法に至っている。

南アフリカはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権は南アフリカでも保護される。

2 著作物

著作物の種類としては、言語、演劇、音楽及び美術等がある。コンピュータ・プログラム（何らかの方法で固定または保存された一連の命令であって、直接又は間接的にコンピュータで使用された場合、コンピュータを作動させるもの）も、著作物として保護される¹⁷。

3 著作権

著作権は、原則として、当該著作物の創作者に帰属する。

但し、①役務契約又は見習契約に基づき従業者が職務遂行過程で著作物を創作した場合、著作権は使用者に帰属し、また、②写真撮影、肖像画の作成、グラビアの作成、映画用フィ

¹⁶ 前掲「侵害ガイド」9頁。

¹⁷ 前掲「南アフリカの知的財産制度およびその運用に関する調査」40～42頁。

ルムの作成、録音物の作成を委託し、その委託に従って著作物が創作され、委託の対価として金銭等を支払い又は支払を約束する場合、著作権は委託者に帰属する。

契約中に規定すれば、著作物の創作者以外の者に著作権を帰属させることは可能である。著作権者は、自己の著作物を排他的に利用する権利を有する。権利の内容は著作物の種類により異なる。また、著作者人格権も保護される。

南アフリカにおける著作権の保護期間は、著作物の種類により異なる。①文学、音楽又は美術の著作物（写真以外）の著作権は、原則として、著作者の存命中及び著作者が死亡した年の末日から50年間存続する。②映画、写真、録音、放送、データ通信、出版物、コンピュータ・プログラムの著作権は、発表年から50年間存続する。但し、匿名又は偽名で発表した場合は、発表年又は著作者の死亡年の短い方による。また、共同著作者がある場合は、最後の著作者の死亡年から起算する¹⁸。

4 無方式主義

南アフリカでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。南アフリカには、著作権登録の制度が存在しない（映画用フィルムを除く）。

「©」マークを著作物に付してもよいが、これは著作権保護の要件ではない。

5 侵害

南アフリカでは、著作権の侵害には、「直接侵害」及び「間接侵害」がある。直接侵害が成立するには、著作権者でない者が、許諾なく、著作権者が排他的権利を有する行為をし、又は第三者に行わせたことが必要である。直接侵害の場合、侵害者は著作物が著作権による保護対象であったことを知っていた必要はない。他方、間接侵害は、①著作権者の許諾なく、著作物を個人や家庭利用以外の目的で輸入する行為、②著作権者の許諾なく、著作物を販売、譲渡、販売の申し出、展示及び賃貸する行為、③著作権者の許諾なく、著作物を取引目的や著作権者に影響のあるように流通させる行為、④著作権者の許諾なく、コンピュータ・プログラムにかかる著作物を不正な手段で入手する行為、⑤文学や音楽作品の著作権を侵害するような公演をするために娯楽施設の使用を許可する行為である（但し、許可するものが侵害について知らない又は知らない合理的な理由がある場合は適用されない）¹⁹。

南アフリカの著作権法は、英国の著作権法の影響から、フェア・ディーリング規定（個々の著作権制限内容に応じた中間的な一般条項）を有する。即ち、「研究もしくは私的調査、当該著作物の批評もしくは書評を目的とし、または新聞、雑誌もしくは同様の定期刊行物において時事を報道することを目的とする特定の著作物のフェア・ディーリング」として著作

¹⁸ 前掲「侵害ガイド」12頁。

¹⁹ 前掲「侵害ガイド」11頁。

物を公正に利用することは、著作権侵害とはならない²⁰。南アフリカでは、米国の著作権法のようなフェア・ユース規定は導入されていない。

著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、複製の引渡し、損害賠償等の責任を追及することができる。

VII 営業秘密

南アフリカには、営業秘密の侵害についてのみ規定した制定法は無い。しかし、南アフリカにおいても、裁判所により、個別具体的な事案ごとに、判例法に基づく営業秘密保護が認められている。

南アフリカにおいては、「営業秘密」(Trade Secret) は、以下の3つの要件を満たす必要がある。即ち、①一般に知られていないこと、②情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらすこと、③保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしていることである。

営業秘密の守秘義務は、さまざまな場面で生じる。契約で守秘義務が規定されている場合はもちろんとして、その他には、判例法に基づき守秘義務が認められる場合、具体的な状況から守秘義務の存在が推定される場合等があり得る。

営業秘密を侵害された者は、侵害者を被告として、差止命令・引渡命令・破棄命令、損害賠償等を求めて提訴することができる。損害賠償の範囲には、営業秘密所有者の被った損害、不正取得者が得た利益、訴訟費用等がある。

VIII 証称通用（パッシング・オフ）

「証称通用」(passing off) とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(good will) と呼ばれる。証称通用は、コモン・ローの法制度を探る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。南アフリカにおいても、英國法の影響から、証称通用の概念が判例法上認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、証称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

証称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、南アフリカで商標登録をしていなくても、南アフリカにおける先使用、名声、周知性等があれば、証称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、証称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

²⁰ 前掲「南アフリカの知的財産制度およびその運用に関する調査」46頁。

一般に、詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、であると考えられている。英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。但し、南アフリカにおける詐称通用は、英国のコモン・ローにおける詐称通用と完全に同じではない。なぜなら、南アフリカの法制度は、英國法とともに、オランダ法の影響も受けているからである。南アフリカにおける詐称通用は、単なる混同だけでは不十分とされ、不法行為、故意又は過失、損害の発生の立証が必要である²¹。

IX エンフォースメント

1 総説

南アフリカにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、模倣品法に基づくレイド、税關での水際取締り、刑事的手段（刑事訴訟）、及び民事的手段（民事訴訟）がある。

民事的手段（民事訴訟）はいずれの知的財産権が侵害された場合にも利用可能であるが、模倣品法に基づくレイド、税關での水際取締り、及び刑事的手段（刑事訴訟）は、主に、商標権侵害、著作権侵害の場合に認められる。

2 模倣品法に基づくレイド

一般的に、南アフリカでの模倣品（主に商標権・著作権侵害物品）に対する法的措置としては、まず、模倣品法に基づくレイドが実施され、その後、刑事訴訟又は民事訴訟の手段がとられることが多い。レイドを実施せずに民事訴訟を提起することも可能であるが、実際上、そのような実例は少ない。南アフリカで模倣品が発見された場合、知的財産権者及び代理人等は、模倣品取引による被害を理由として、警察又は調査官にレイドの申立を行うことができる。レイドの申立を行うにあたっては、一応の証拠として、警察又は調査官に、模倣品サンプル及びその他の関係資料（模倣品販売現場の写真等）を証拠として提出しなければならない。また、申立人の有する知的財産権及びその権利範囲を説明する資料も提出する必要がある。警察又は調査官は、高等裁判所から捜索差押令状を取得した上で、模倣品が取引されている場所等を捜査し、模倣品の販売差止及び留置等の模倣品取引に係る行為を終結させるための合法的で必要な手段をとることができる。捜索差押令状により押収した模倣品は

²¹ 前掲「侵害ガイド」15～16頁。

留置することができ、その後、それを証拠として、刑事訴訟又は民事訴訟を提起することができる²²。

3 税関での水際取締り

模倣品は、中国等から南アフリカに輸入されることが多い。そこで、南アフリカの税関による水際取締り（輸入差止め措置）を利用することができる。商標権者及び著作権者は、模倣品法に基づき、南アフリカの税関に模倣品の輸入差止め及び留置申請をすることができる。その後、留置した模倣品を証拠として、刑事訴訟又は民事訴訟を提起することができる²³。税関による水際取締りを迅速かつ効果的に行うため、商標権者及び著作権者は、あらかじめ、自己の権利を税関に登録しておくべきである。

ちなみに、2012年に、「日・南ア税関相互支援協定」が締結された²⁴。これにより、両国の税関当局間において、薬物等の密輸の防止のほか、知的財産権侵害物品の水際取締り等を目的とした情報交換を行うこと、及び通関手続の簡素化・調和化に向けた協力することが図られている。

4 刑事的手段（刑事訴訟）

模倣品法に基づくレイドを実施した捜査官等は、刑事訴追において、国家検察局と密接に協力する。国家検察局は、事件記録を受領した後、事件を評価し、①確かに犯罪が成立していると判断し、②訴追を進めるために十分な証拠があると判断した場合にのみ、刑事訴追を行う。もし、国家検察局が①又は②のいずれかの要件が満たされていないと判断する場合、国家検察局は、訴追を行わない。この場合、知的財産権者としては、被疑侵害者に対して民事訴訟を提起するか、又は私人訴追を検討することになる。もし、国家検察局が①及び②の要件が満たされていると判断する場合、刑事召喚令状が発行され、商業犯罪裁判所において訴追審理が開始されることになる。この場合、知的財産権者は、事件の訴追を裏付けるため証人として呼び出されることがある²⁵。

5 民事的手段（民事訴訟）

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、刑事処罰の手段も可能であるが、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止め命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得

²² 前掲「侵害ガイド」21～22頁。

²³ 前掲「侵害ガイド」22頁。

²⁴

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11010737/www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/cmaa/ka20120703.htm

²⁵ 前掲「南アフリカの知的財産制度およびその運用に関する調査」104～105頁。

ることも可能であること等のメリットがある。

南アフリカには、憲法裁判所、最高裁判所、高等裁判所、治安判事裁判所等があり、三審制が採られている。知的財産権侵害訴訟の場合、高等裁判所又は治安判事裁判所が第一審を管轄する。特許権侵害訴訟の場合は、ハウデン北部高等裁判所の特許局裁判廷が管轄する。

民事訴訟を提起する場合、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる。これは、被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の搜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes (1976)* が先例となっており、多くのコモン・ロー系諸国で利用されている。南アフリカでは、「法定のアントンピラー命令」と「コモン・ローのアントンピラー命令」がある。知的財産権侵害紛争においては、法定のアントンピラー命令により、単に侵害品を保全するだけでなく、侵害行為に対する仮差止、侵害品の差押・分析等の命令権限を利用することがよく行われる²⁶。

X おわりに

以上、南アフリカの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国である南アフリカにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、南アフリカの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。BRICSの一員を占める南アフリカは、金、ダイヤモンド、レアメタル等の鉱物資源が豊富であることのほか、近年は製造業や金融業の発達が著しく、大きな発展を遂げる潜在力がある国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。これらのことから考えると、南アフリカの知的財産法の動向については、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15236』（経済産業調査会、2020年、原題は「世界の知的財産法 第34回 南アフリカ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁶ 前掲「侵害ガイド」31頁。